

三重県北勢児童相談所長 様

一時保護施設の子どもの生活・支援に関する
第三者評価
報告書

(令和7年度1月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

J-Oschis
日本児童相談業務評価機関

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

一時保護施設の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で三重県北勢児童相談所一時保護施設の子どもの生活・支援に関する第三者評価を実施した。

●評価の方法

2024年度こども家庭庁調査研究事業「【改訂版】一時保護されたこどもの生活・支援に関する第三者評価の手引き（案）」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）を用いて、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・ 自己評価アンケート

67項目について、一時保護施設職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・ こどもアンケート

アンケート実施期間内に当該一時保護施設へ入所中のこどもに対してアンケートを実施した。回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要なと思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要（福祉行政報告例）、組織図、業務分掌、勤務表、時間外勤務実績、年次有給休暇実績、平面図、事業計画（行事計画、研修計画等）、子どもに対する説明資料（権利ノート、生活のしおり、日課表、学習時間割表）等

3 実地調査

- (1) 申し送り会議や観察会議への立ち合い
- (2) 施設見学
- (3) 全体状況について聴き取り(所長、マネジメント層より)
- (4) 新人職員ヒアリング(経験年数の少ない保育士、児童指導員、心理士 等)
- (5) 会計年度任用職員ヒアリング
- (6) こどもヒアリング(当日、呼びかけに応じてくれたこども)
- (7) 相談部門ヒアリング(相談部門のマネジメント層)
- (8) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～C の4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他一時保護施設が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

— 目次 —

一時保護施設の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法	1
目次	3
総評	
総評	5
第Ⅰ部 こども本位の支援	10
第Ⅱ部 一時保護施設的环境・運営体制	12
第Ⅲ部 一時保護施設における支援	16
第Ⅳ部 一時保護施設の管理運営	20
アンケート結果	
こどもアンケート結果	23

総評

(2025年9月9日(火)～10日(水) 実地調査実施分)

【はじめに】

一時保護施設の設備及び運営に関する基準（以下、「設備運営基準」と略記）が制定され、第三者評価が義務付けられました。言うまでもなく、第三者評価は、施設や支援の質の改善を目的としたものです。三重県では、北勢児童相談所一時保護施設がはじめての第三者評価になります。

三重県北勢児童相談所一時保護施設は、増改築を経て現状の設備となりました。増改築時は当時の最善のものを目指したと思われませんが、一時保護施設の設備運営基準が制定され、個室化が努力義務とされるなど、それに対応できない設備となっています。増改築後経過年数も長いことから、現在地に新築し、順次移転する計画を持っています。

職員に関しても、以前から福祉職採用が行われており、また、職員の人事異動に関しても、児童相談所間あるいは児童相談所相談部門と一時保護施設部門間でも行われています。

こうした動きは第三者評価を受審しなくても常に、質の改善のためのさまざまな取り組みが行われていると思われました。

今回、こどもアンケート、職員アンケートなどを経て、多角的、体系的に外部の目を通した第三者評価により、現在行われている優れた取り組みをさらに発展充実させ、課題とされたものを一步一步改善に向けて取り組まれることを期待します。

【優れている点】

1 施設の立地

市街地からさほど遠くなく、近隣には医療機関、児童福祉施設などのある広大な敷地で、外部からの視線を気にする必要のない立地です。外遊び、屋外運動が十分に可能なうえ、相談棟や体育館への移動では外部の空気に触れられる閉鎖性の少ない開放感があります。こうした立地環境や、広い敷地を十分に活用した生活支援や活動が展開されています。また、市街地からそれほど離れていない点や近隣に児童福祉施設や医療機関があるなどの利便性も高いので、ソーシャルワークや生活支援や活動の展開に高い優位性があります。改築も現在地に行われるとのことなので、こうした優位性は継続されます。

2 子どもへの支援

（1）子どもの声・要望を尊重し、権利擁護がきめ細かく地道且つ丁寧に行われている

子どもの意見や意向を十分にくみ取り、集団生活の中でも可能な限り子どもの意向に沿った、子どもが居心地の良い生活空間を作る努力を惜しまない様子がありました。一時保護施設は子どもが生活する、まさに子どもの権利の中心を担う場所であり、日々の生活の中で子どもが自分の希望をきちんと受け止めてもらっていると感ぜられることが非常に大切です。本一時保護施設では、職員がきちんと共通の認識を持ちながらもそれぞれが考え、ルールを杓子定規に当てはめるのではなく、子どものためにどこまでできるかを考える力があります。

このように、一人ひとりが何故このルールがあり、子どものためにどこまでは制約を外しても構わないかを考えることができるということは素晴らしい点で、なかなか身に付くことではありません。これは職員間で仕事をする際の相談や指導が十分になされており、本一時保護施設の風土として子どもに向き合っていることが日常的に行われている結果だと思われれます。また、職員一人ひとりが自信をもって子どもに接することができることも評価できます。

（2）アセスメントに基づいた適切な支援が行われている。

問題行動が生じた際、その行動が生じた前後の状況や言動、子どもの背景から行動の理由を探り、行動観察記録に記録を残しています。全職員が問題行動として表出された言動の表面的な理解で対応するのではなく、行動が生じる背景を共感的に理解し対応しています。

（3）子どもをエンパワーする支援が行われている

施設内では子どもの望ましい行動を促す情報提示や職員の言葉かけが行われています。問題行動を抑制する

禁止の言葉ではなく、代替となる望ましい行動に関する言葉が使われています。整理整頓をしやすいよう視覚的に構造化をしたり、子どもが自発的に作成した新聞や絵画、工作物などを掲示したりしていることも、子どもの心理的な安定を促しています。作品を作成した子どもは達成感を得られ、作品を見た子どもにとっては興味関心を広げる機会になっています。

3 組織的対応

(1) 一時保護された子どもへの支援について、全所体制が定着している。

児童相談所全体として執務室は3箇所に分かれてしまっていますが、一つの組織としての一体感があります。児童相談所は短期間に急速に職員が増員され、執務室が分かれていくなかで、一時保護された子どもに関してはシステムやネットのチャットに頼ることなく、対面の協議が丁寧に行われています。また、相談部門のスタートミーティングに一時保護施設から夜勤明け職員が出席し、前日から早朝までの状況報告を欠かさず行っていることは、全所体制が定着させることにつながっています。

こうした取り組みは他自治体の模範となるだけでなく、三重県の児童相談所として、あるいは職員一人ひとりが誇りにしてもよいと言えるでしょう。

(2) 職場の心理的安全性が確保され、職種間に壁がなく、闊達な議論が行われている。

マネジメント職員層からは、組織運営として「職場の心理的安全性」という言葉こそ聞かれませんが、職員インタビューから「愚痴が言える職場であること」「議論が活発であること」「違った意見も言える」職場であることが確認できました。執務室内の雰囲気も活気のあるものでした。こうした実態は、まさに心理的安全性が確保されている職場であるといえます。

心理的安全性の確保された職場では、チームの知識量増加、ビジョンの明確化、生産性向上、人材定着率向上などに高い効果があるとされ、また、職員個人に対しても、集中力アップ・パフォーマンス向上につながる、ストレスが減りやりがいが増える、一人ひとりの責任感・関心度がアップする効果・メリットがある、集団思考に陥るのを防げるとされています。本一時保護施設が優れた運営や子ども支援が行っている事の要因の一つと考えられます。

(3) 充実したマニュアル

内容の充実した業務マニュアルのほかに、防災や感染症、無断外出対応などの各種マニュアルが整備されています。

防災や感染症、無断外出対応などにおいて、段階ごとの対応が明記されているため、被害の拡大を防げられると思います。しかし、マニュアルの活用機会が限られているので、職員研修やOJTのなかでマニュアルを活用し、定期的に点検する仕組みが必要です。また、一時保護施設における支援を継続するためにも、業務継続計画を策定することが求められます。

(4) ICTによる効率的業務運営

三重県の児童相談所では、2種類の相談支援システムと県庁共通で取り入れられている共用サーバー、さらにチャットアプリを導入し、業務の効率化を図っています。共用サーバーのフォルダは分かりやすい名前が付けられ、初めてでも迷うことなく目的のファイルに簡単にたどりつくことができます。

こうしたことにより、行動観察に基づく関わりを可能にしています。ICTを活用した情報共有システムにて、一時保護職員のみならず、相談部門とも行動観察記録、児童記録票、相談経過が共有されています。また、一時保護施設職員も相談部門の記録をみることができます。一時保護施設には、端末機器の台数の制限はありますが、一定の台数が配備され、必要な情報は職員間に共有されています。

【課題と改善に向けた取り組みへの提案】

1 食事の改善

食事は調理方法や味、種類が子どもの嗜好を考慮したものとは言えません。生活の中で食事は非常に大きなウェイトを占め、子どもの養育にあたっては食事の時間が豊かで楽しいことが大切です。早急に「児童福祉施設等における食事の提供ガイド（令和7年9月17日事務連絡、こども家庭庁）」に示されたポイントを踏まえて必要最

低限の栄養を取得するだけでなく、食べるのが楽しくなるような食事が提供できるよう、委託業者との PDCA サイクルの連携体制を構築する必要があります。長期的には、設備運営基準に記されている施設内調理を通して、食の提供のみではなく食を営む力の育成に努めることが必要です。

2 貸与衣類に関して選択できる仕組みを

衣服についても収納場所の制約はありますが、衣服の選択肢を増やし、選択による自己決定、衣服を通じた自己表現が可能になるとよいでしょう。

3 ワークライフバランスのとれた勤務体制を

職員の体制が、残業ありきになってしまっている傾向があります。残業がなくとも一時保護所の運営がまわるような職員体制が望まれます。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	<p>○職員の専門性や実践経験を活かし、一時保護施設改善に向けた定期的な協議の場 一時保護課長のリーダーシップの下、職員が一時保護施設の改善に向けて安心して対話し、気になることや心配なことを言い合える関係性が見て取れます。今後、各職員がこれまで身につけてきた専門性を活かし、一時保護施設の改善のために定期的に協議していくことを期待します。例えば、心理支援に関して心理療法担当職員のこれまでの経歴を活かし、心理アセスメントのみならず、児童心理司と意見を出し合いながら心理支援プログラムを提案することも検討できるでしょう。</p>
児童相談所 (一時保護施設)	<p>○ 給食の質向上が望まれる。 食事の提供について一時保護施設設備運営基準で定められた基準は「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」と同一の内容です。「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」では、保育所の設備の基準の特例として、保育所のみ当該保育所外で調理し搬入する方法を認めています。特例が認められる要件は、食事の提供の責任が当該保育所にあり、管理者が衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていることとなっています。現在、一時保護施設の管理者は、子どもや職員の声を基に食事の嗜好面について、委託業者に改善の要望を伝えています。しかしながら、委託業者は調理システムを理由にチルド食品の搬入を続けています。設置自治体と協議しながら、「児童福祉施設等における食事の提供ガイド（令和7年9月17日事務連絡、こども家庭庁）」に記された食事の意義や役割を踏まえ、食事提供のPDCAサイクルを繰り返し、給食の質を上げることを求めます。</p> <p>○ 夕食の提供時間の見直し 夕食の提供時刻の検討が必要です。全国的な調査はありませんが、これまでの第三者評価を通じて18時開始という施設が多いように感じられます。児童福祉法では、「国及び地方自治体は、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない」とされています。一般的にこの規定は、施設の小規模化や小規模グループケアのことを指しているとされていますが、「家庭的環境」として、食事時間なども含めて検討が望まれます。また、現状は就寝時間が遅い中高生がお腹を空かせてしまうことから、夜食の提供等も併せて検討されてはいかがでしょうか。</p>
設置自治体	<p>○ 職員の専門性向上の取り組みのさらなる充実を 各職員が日頃からコミュニケーションを取り合いながら、子どもとの関わりや業務全般の省察を行うことは専門性の向上に必須であり、このような職場風土が醸成されてきています。一方、職場風土は人事異動によって変化しやすいものです。職場風土の悪化を防ぐには、組織化された定期的な会議や研修機会が必要です。 一時保護施設職員向けの研修は県主催で行われています。児童自立支援施設での実習研修などは、支援のレパートリーが広がる良い機会です。これをさらに児童養護施設や児童心理治療施設に拡げることなども有効と考えられます。併せて、初任者向け、中級者向け、上級者向けなど体系化し、キャリアラダーを作成していくことなども有効と考えられます。 また、定期的な会議等で各職員が意見を出し合う機会を意図的に設定することで、職員間の価値観や考え方について互いに理解しながら、一時保護施設の改善に向けた議論が深まるでしょう。</p> <p>○子どもの権利ノートの全面改訂を 現状の権利ノートの全面改訂を提案します。 一時保護施設における権利ノートに関しては、一時保護ガイドラインに「一時保護においても子どもの権利が守られることが重要であり、子どもの権利及び制限される内容並びに権</p>

	<p>利が侵害された時の解決方法(職員への相談、意見表明できること、権利侵害の際の届出、不服申立ての方法等)に関して子どもの年齢や理解に応じて説明を行う。その際、子どもの年齢に応じて理解できるよう、権利ノート等の冊子や図、イラスト等を用いて説明することが効果的であり、そうした冊子等を子どもに配布するほか、常に子どもが閲覧できるようにしておくことも考えられる。」と記述されています。さらに、「子どもの権利ノートを配布することにより、子どもの権利や権利が侵害された時の解決方法について説明」することや、意見聴取にあたって児童相談所の役割や一時保護の理由・目的の等の説明にあたって「子どもの年齢や発達の状況等に応じて権利ノートや図、イラスト、動画等を用いることが望ましい」と権利ノートの活用を推奨しています。</p> <p>現場から案を提案できるよう、職員一人ひとりが検討することを期待します。</p> <p>○ 児童相談所の改築にあたって</p> <p>建て替えにあたっては、児童相談所現場の建て替えワーキンググループで中身を積み上げ、そのメンバーが本庁の施設整備に関わる部署にそれぞれ配属されるという人事的配慮などもあり、子どもにとってより良い一時保護施設を作りあげていくという並々ならない意欲と熱量によって準備が進められています。</p> <p>改築にあたっては、先行事例に触れることによって、子どもの権利が尊重され、子どもが生活しやすく、職員も支援しやすい施設となっていくことを期待します。</p> <p>○業務継続計画の策定を</p> <p>南海トラフ等の大規模地震、豪雨災害、新たな感染症のパンデミックなどの不測の事態において、一時保護施設における支援を継続するためにも、業務継続計画を策定することが求められます。ただし、業務継続計画は「三重県地域防災計画」や「四日市市地域防災計画」から被害想定を見積もり、三重県の業務継続計画も踏まえて策定する必要があります。</p>
<p>国</p>	<p>設備運営基準の第 26 条において、食事は自施設での調理を行わなければいけないことが定められています。原材料の加熱工程などの調理の一部を外部の業者に委託し、一時保護施設内の調理室にて半完成品として搬入された食品を加温する行為が自施設の調理に該当するのかが、自施設の調理について基準を詳細に示していただきたいです。また、一時保護施設設備運営基準の第 26 条は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の第 11 条と同一の基準です。一時保護施設設備運営基準と同一の基準が定められている児童福祉施設の食事提供については、「児童福祉施設等における食事の提供ガイド（令和 7 年 9 月 17 日事務連絡，こども家庭庁）」が作成され、各自治体に連絡されているところです。一時保護施設においても「児童福祉施設等における食事の提供ガイド（令和 7 年 9 月 17 日事務連絡，こども家庭庁）」の理念に則り、食事提供の PDCA サイクルが繰り返されるよう周知すべきだと考えます。</p>

第 I 部 こども本位の支援

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【はじめに】

三重県北勢児童相談所一時保護施設の基本的な理念について、明文化された理念はないものの、子ども個々人の意見や意向を大切に、画一的な対応ではなく一人一人の状況や希望、気持ちに寄り添った対応をすること、子どもに真摯に向き合い、子どもの権利を尊重すること、ということが施設の中の「あたりまえ」として、全職員に共有されています。

すべての職員が、「どうしてこの制限が必要なのか」ということを考え、集団生活だからと不必要な制限をせず、子どもの希望がかなえられるよう、また、子どもにとって居心地の良い環境が提供されるよう、日常的に考えながら対応しています。

【優れている点】

○子どもの意見の尊重

子どもに最もよく接するのは生活場所である一時保護施設であり、生活の場での子どもの意向が尊重されることが肝要です。本一時保護施設では、生活のあらゆる場面で、子どもの発言が尊重されていました。子どもの希望を聞いて遊具や書籍を購入したり、生活のルールを画一的に決めるのではなく、子どもの状況に合わせたりと、都度子どもの状況をよく見て、職員自身が判断し、可能な限り子どもの意向に沿い、子どもに不要な制限を掛けないように工夫がされていました。

あらかじめルールを決めて、これに合致しない例外を作らないということは職員にとって負担が少ないことですが、本一時保護施設では、当たり前のように新任職員も含めた様々な職員がその場でルールの本質を考え、子どもの意向に沿ったときに問題が起きないかを検討し、なるべく子どもにとって居心地の良い対応をとっていました。

○私物の持ち込みについて

携帯電話や私物の持ち込み等について、子どもの希望に添えない場合もどうして対応ができないのかについて職員からきちんと説明を受けており、自分の意向が大切に扱われたということ、ひいては自分が大切に扱われているということが伝わっていました。

○ジェンダーマイノリティの子どもへの対応

ジェンダーマイノリティの子どもについて配慮がなされていました。ジェンダーマイノリティだからといって必ず「こう」という対応はなく、個別の子どもに合った対応がなされており、この点においても本一時保護施設の力を感しました。

【課題と改善に向けた取組みへの提案】

○子どもの権利ノート

子どもの権利ノートは子どもに配布されていますが、改訂から時間が経過しており、現在の本一時保護施設での対応とマッチしない点があるように思います。現在の権利ノートは、子どもの権利の4分類があり、権利の説明から入るため、子どもには「わがこと」として受け止められにくいです。むしろ、生活場面での子どもの権利を取り上げて、具体的な事案から子どもの権利をとらえることができるような権利ノートを作ることができるのではないかと思います。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	一時保護の目的に即した理念・基本方針としているか	A
No.2	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	A
No.3	相談種別にかかわらず、不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた適切な対応をしているか	A
No.4	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	A
No.5	個別支援を適切に行っているか	A
No.6	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明しているか	A
No.7	子どもが意見や意向等を表明する仕組みがあるか	A
No.8	子どもが一時保護施設以外の第三者に相談できる仕組みがあるか	A
No.9	保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、理解を得ているか	A
No.10	保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、子どもの意向を十分に聞いているか	A
No.11	保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	A
No.12	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明等が適切に行っているか	A
No.13	子どもの援助指針（援助方針）等に対する子どもの意見や意向等に対し、適切に対応しているか	A
No.14	一時保護施設での生活等に対する子どもの意見に対し、適切な対応を行っているか	S
No.15	通信、面会等に関する制限は適切か	A
No.16	一時保護施設における生活上のルールは正当な理由に基づく最小限のものとなっているか	A
No.17	個別対応は適切に行っているか	A
No.18	合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していないか	A
No.19	被措置児童等虐待の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか	A
No.20	子ども同士での権利侵害（暴力・暴言・いじめ・差別的な発言等）の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか	A
No.21	国籍、文化、慣習、思想や信教の自由の保障を適切に行っているか	A
No.22	多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしているか	A

第Ⅱ部 一時保護施設的环境・運営体制

総評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【はじめに】

三重県北勢児童相談所一時保護施設は、増改築後 20 年近く経過し、設備運営基準が公布されたことや子どもの居室の個室化など、時代の要請に十分に答えられなくなってきております。しかし、職員の高い専門性や職場の心理的安全性の確保、優れたチームワークなど、施設運営面では他児童相談所が参考にできるような取り組みがいくつもあるといえます。

【優れている点】

○ 立地と環境全般

・十分な敷地の広さがある

市街地からはやや離れた広い敷地内に、相談部門の棟、一時保護施設の棟 2 棟と体育室の 3 棟の児童相談所です。これらの棟は、屋根のある渡り廊下でつながっています。周辺は緑が多く、十分な広さの運動場があります。敷地の広さ、立地から閉塞感のない、開放的で緑あふれる立地環境だけでなく、広いグラウンドや庭は、さまざまな体験を広げるのに適した環境です。

・開放性がある

小高い丘の上にあり、子どもたちは周囲の目を気にせずに、運動場で遊んだり、運動したりすることができます。こうした環境であることから、全体として開放的で閉塞感が極めて少ない施設と言えます。

・体育館・運動場があり用具もそろっている

学習室における教科書類の準備や余暇時間を過ごすための遊具、さらに運動場や体育館でスポーツを楽しむための用具などは取り揃えられており、健康で文化的な生活を行っていくことにつながります。

○施設の運営体制

・施設管理者・指導教育担当者が役割を十二分に果たしている

一時保護課長が施設管理者兼指導教育担当職員に位置づけられており、広く深い知識と経験によってその役割を十分に果たしています。評価員が訪問して聴取した朝のミーティング場面でも、子どもの行動予測を的確に行い、職員に適切な対応を求めるなどしていました。日常の中での子どもの行動予測などは、専門知識と豊富な現場経験がなければできません。こうした日常のスーパービジョンは、特に若手の職員の信頼に通じ、一時保護課長の優れたリーダーシップによって高いケア水準を達成しています。

・職場の心理的安全性が保たれている

一時保護課長の姿勢だけでなく、職場全体の取り組みにより職場の心理的安全性が確保されているように感じられました。実際、職員は一人で抱え込まないこと、愚痴を言ってよいことと捉えられており、また、支援の職員間の違いを、支援の不統一と捉えるのではなく、職員の個性や強みを生かせるかと捉えていました。

心理的安全性は、職場環境の質を向上させるための重要な要素です。三重県北勢児童相談所一時保護施設は、メンバーが安心して意見を述べ、協力し合うことで、より良い成果を生み出すことができているように感じられました。リーダーや職員は、無意識的行動と思われるかもしれませんが、心理的安全性を高め、組織全体のパフォーマンスにつながっていると感じられました。

○情報共有・関係者間連携

・ICT 化が進んでおり、職員も使いこなしている

三重県児童相談所では、業務を ICT 化するために、3つのシステムを使用しています。児童相談所全体で使用する児童相談支援システム、児童相談所業務の改善を目指し起業した企業が開発したクラウドサーバーを用いて訪問先でも記録が作成できるシステム、県庁業務として使用している共用サーバー、の3つです。職員はこれら3つのシステムが使えるよう権限付与されて、その内容に応じて適切に使用して、業務の効率化や情報共有に生かされています。また、チャット機能のあるアプリケーションも導入されており、使いこなされています。

・一時保護施設と相談部門のチームワークがよい

児童相談所の相談部門のスタートミーティングに、一時保護施設の当直職員が参加し、時間数としては数分ですが、夕方から夜間にかけての特筆すべき事柄の報告をしています。評価員が訪問した際は、前日緊急保護された子どもの健康状態、食事状態、睡眠状態や支援する上で極めて有効な観察結果などを報告していました。相談部門のスタートミーティングに当直の一時保護施設職員が参加し、夕方から夜間の状況を報告する仕組みは、児童相談所のチームワークを図るうえで、極めて有効と思われます。児童相談所内の各部門の連携の重要性はさまざまな機会で強調されていますが、特に相談部門と一時保護施設部門では時に対立的になったりもします。しかし、三重県北勢児童相談所のチームワークは、日々のこうしたきめ細かい取り組みによってもたらされていると感じられました。

一時保護施設の状況を児童相談所全体で把握することにつながり、児童相談所の全職員が一時保護中の子どものことは「自分ごと」であるとの意識につながるだけでなく、交代制勤務のため一時保護施設職員と相談部門職員と顔と名前を一致させることの困難性を克服し、連携の基本である「顔の見える関係」を作ることに寄与すると思われました。

・高いレベルの一時保護施設内の専門職スタッフ

設備運営基準制定により、新たに、看護師、心理療法担当職員、学習指導員の配置が義務付けられました。三重県北勢児童相談所は、当基準制定前からこれらの職員は配置されて実践を積んできており、従事している各専門職は相当の経験年数を重ねております。自らの専門職としてのアイデンティティを持っており、子どもの支援や施設運営に主体的に参加しようとしています。これら専門職から見てケア職員に対しても意見を出し、議論を重ねる様子がうかがえます。

○関係機関連携

・警察との連携や地域医療機関との適切な連携

一時保護施設が警察と連携する場面は、無断外出時の対応です。無断外出があった場合は、地元警察が子どもの出身地域の警察署に連絡する仕組みが出来上がっており、実践の積み重ねの成果と言えるでしょう。

医療機関とは、主に子どもの診察ですが、各診療科目の医療機関を活用し、年間100件以上の通院を行っています。

【課題と改善に向けた取り組みへの提案】

○建築・設備について

・建築・設備が老朽化し手狭になってきている。

一時保護施設等に関しては、平成18年に増改築し、男子棟と女子棟とに分かれ、職員室や食堂、学習室などの公共空間と生活空間の配置は、子どもの支援や生活の管理面など様々な面で不都合が生じており、手狭感は否めません。個室の提供などプライバシーを配慮した生活の組立てが困難です。また、増改築の結果、子ども支援にあたっての導線や生活空間の配置から、職員の適切な配置が難しくなっています。

倉庫なども、被服貸与にあたって子どもたちが選べるようにするためにストックしておくことが困難です。

三重県北勢児童相談所は、全面改築計画が具体的に進んでおり、個室化による子どもたちのプライバシー保障や生活集団の小規模化により児童福祉法に明記されている「できる限り良好な家庭的環境」が大きく前進することを期待します。

全面改築にあたっては、現在まで現場主導のワーキンググループにより、子どもの権利が尊重され、子どもが生活しやすく、職員も支援しやすい施設となるように議論が進められてきました。ここ数年間、新たな児童相談所開設の自治体の増加や、一時保護施設の新築（予定）が続いています。こうした施設は、従来の不都合な施設設備や各室の配置・動線を大きく改善しながらも「こうした方がよかった」などの知見を持っていることも少なくありません。改築にあたっては、現場職員の意見を尊重するとともに、こうした先行事例に触れることも重要と思います。

○職員体制について

・夜間職員体制の充実を

・夜間の職員体制は、一時保護施設設備運営基準を満たしてはいるものの、休日夜間通報ダイヤルの委託業者からの問い合わせや連絡窓口になっており、職員は、子どものケアに専念できない状態です。設備運営基準が、通告対応を一時保護施設職員が行う場合は、同基準が示す夜間の最低基準のほかは職員の配置に努めることを求めていることから考えると、改善が求められるでしょう。

・特定の職員の時間外勤務減少に向けた対策を

一時保護施設管理者が緊急対応等により、相当な時間外勤務を行わなければならない状態となっています。法定時間外勤務時間の上限は、原則月 45 時間、年 360 時間です。なお、法定時間外勤務は、一日 8 時間、週 40 時間を超える時間です。地方公務員の場合、一日 7 時間 45 分、週 38 時間 45 分を超える時間が時間外勤務となるため、実際の時間外勤務時間数をそのまま法定時間外勤務として計上するわけではないため、注意が必要です。

・時間外勤務を前提とした勤務割の解消を

夕方から夜間帯の支援体制確保のために、時間外を前提とした勤務割が組まれています。職員一人当たり月に 2 回程度とは言え、長時間勤務は職員の疲労や集中力の低下などから思わぬ事故に繋がる危険性もあります。職員像を含めて検討が必要でしょう。

・専門性向上のために自前で Off-JT を

職員の専門性確保のためには、Off-JT やスーパービジョンを含む OJT が必要ですが、はじめて児童相談所や一時保護施設に配属された職員は、児童福祉司任用前研修によって児童相談所の基本的な役割を修める形です。児童相談所あるいは三重県として一時保護施設職員に特化した Off-JT としての研修が行われることを望みます。外部研修には、一定の実務経験を経たからの方が学習効果は高いとのことで、1 年以上の経験を経たから参加させています。これは是非継続していただきたいと思います。

三重県として一時保護施設の新任・転任職員向けの独自の研修が実施されることを願います。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.23	一時保護施設としての設備運営基準を遵守しているか	A
No.24	一時保護施設内の生活環境を適切に整備しているか	B
No.25	管理者や指導教育担当職員としての役割が明確になっており、その責務を全うしているか	S
No.26	一時保護施設として必要かつ適切な職員体制を確保しているか	B
No.27	一時保護施設として適切な夜間職員体制を確保しているか	B
No.28	職員の専門性及び質の向上のための取組みを適切に行っているか	B
No.29	職場環境としての法令遵守や職場環境の改善に取り組んでいるか	A
No.30	一時保護施設全体がチームとして運営できているか	S
No.31	児童福祉司や児童心理司と適切に連携しているか	S
No.32	情報管理を適切に行っているか	A
No.33	ICTを活用した業務効率化の取組みを行っているか	S
No.34	医療機関と適切に連携しているか	A
No.35	警察等と適切に連携しているか	A

第Ⅲ部 一時保護施設における支援

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>【はじめに】</p> <p>豊かな自然環境や広い運動場、体育館などを活かして、子どものニーズに合ったレクリエーションが計画されています。一時保護施設における楽しい時間やうれしいこととして、運動やペーパークラフト、ボードゲーム、漫画、ゲームなど様々な活動をあげる子どもが多く、レクリエーションを通して生活への意欲の向上につながっていると言えます。日記を書く時間が設けられていますが、職員が子どもの心身の状況を把握するために設定されており、書くことが目的ではなく、コミュニケーションを目的としています。職員は、日記や学習に取り組まない行動、無断外出があった際に、それらの行動をやみくもに否定するのではなく、その背景を探り、一緒に気持ちを整理し、代替案を考える対応を重視しています。問題となる行動のみならず、子どもの成長や強みにも注目し、行動観察記録を記し、情報共有システムを活用して相談部門と連携しています。</p> <p>これらの職員のケアとは対照的に、緊急保護や食事、衣服の選択を通じたケアについては見直しが必要です。特に、食事については摂取量を満たした食の提供は行われているものの、子どもの嗜好を考慮した味付けや調理方法とは言えず、早急に改善が必要です。</p> <p>【優れている点】</p> <p>○レクリエーションを充実させる環境構成</p> <p>施設内には、全体的に子どもの望ましい行動を促す情報提示、視覚的な構造化が図られています。発達段階に応じた児童書や漫画が充実しており、これらの図書を整理整頓しやすくする工夫がされています。また、子どもが自発的に表現した新聞や絵画、工作物の展示ブース、収穫した野菜の特徴が記された掲示物など、一人ひとりが有している興味・関心を基に生活できる機会が設けられています。</p> <p>発達段階に応じた日課も計画されています。幼児は基本的には近隣の施設に委託一時保護され、地域の社会資源を積極的に活用した保護が行われていますが、本一時保護施設に保護された場合にも 3 歳未満児・以上児に応じて日課が計画されています。いずれの年齢であっても主な活動は、広い庭や体育館等での身体や感覚を用いた遊びを中心としています。職員との 1 対 1 の体制も、幼児が自発的に環境に関わることを支えています。</p> <p>○子どもの行動に対する前向きな関わり</p> <p>個別的で前向きな支援が、正規職員・会計年度任用職員の間で共通して見られました。役割や手伝いをやって当たり前と捉えるのではなく、掃除やテーブル拭き等に対して「きれいになったね」「ありがとう」と承認や賞賛の言葉かけを徹底されていました。他児とトラブルに発展しそうな行動が見られた時も抑制的な言葉かけではなく、落ち着いたトーンで代わりとなる行動、望ましい行動を促す言葉かけを行っており、施設内が温かさを感じられる言葉で満たされていました。無断外出への対応も職員間で共通認識を持っており、無断外出に至った背景を理解すること、戻ってきた子どもを温かく迎え入れることを重視していました。このような共通認識はマニュアルにおいて、子どもの行動の背景を理解したうえで対応するという理念が明文化されていることで促されていると考えられます。</p> <p>○子ども理解・支援につながる行動観察</p> <p>子どもの問題行動が生じた際、その行動はどのような状況で生じたのか、その行動が生じる前に、子どもにはどのような言動があったのか、その他の子どもの客観的なアセスメント情報（知能検査や心理検査の結果）を総合して、問題行動の背景を読み解く行動観察が行われていました。評価員が訪問した際にも、朝の申し送り会議において、上記の視点が盛り込まれた行動観察記録、今後の支援方針が共有されていました。申し送り</p>

会議において、一人ひとりの子どもの状況や行動の背景、支援方針の共有をすることで、職員一人ひとりが子どもの心理的な状態を理解したうえで、支援に当たれると考えられます。

○相談部門との子どもや家庭の状況に関する情報共有

行動観察記録を児童相談所内で共有するサーバー、児童記録票等を共有する Web 型システム、児童相談業務における AI 活用システムの 3 つのシステムにて、相談部門との情報共有が円滑に行われています。行動観察記録を共有するサーバーによって、一時保護施設における子どもの様子を相談部門と共有でき、児童記録票を共有する Web 型システムによって、家庭の状況を一時保護施設職員が把握できています。一時保護施設職員、相談部門職員ともにシステムを用いた情報共有の利便性を認識しており、システム上の情報共有にとどまらず、その場で疑問や課題が生じた際には対面して話し合いが行われています。

【課題と改善に向けた取組みへの提案】

○緊急保護のための体制整備

夜間の緊急保護の居室が使用していない保育室であり、なおかつ子どもの居室の近くに位置しています。施設の構造上の課題もありますが、子どもを受け入れる際の物音で、就寝中の子どもが中途覚醒してしまう可能性があるため、離れた位置に緊急保護の居室を用意することが必要です。

また、夜間の職員体制は、一時保護施設設備運営基準において 2 人を下ることができないと定められており、この基準は満たしています。しかし、夜間の児童相談所虐待対応ダイヤルや夜間休日専用電話への対応もしている状況です。一時保護施設設備運営基準において、一時保護施設に通告対応のための職員を配置する場合には、通告対応のための職員を配置することを努力義務としているため、職員配置について改善が求められます。また、夜間の勤務体制において男性だけの配置にならないようにしているところですが、一部の時間帯に女性職員だけになることもあるため、ジェンダーバランスのとれた職員配置が望まれます。

○食事を通じた生活面の支援

食事は委託業者が原材料を切る、煮る、焼く、揚げるといった工程で調理し、チルドした食品を一時保護施設内にて調理員が湯せん加温等をして提供されています。子どもの健全な発育に必要な栄養量を含んでいると思われませんが、加温中心の提供方法では、調理の匂いや音、作る人の様子等から子どもが食事の楽しさを感じることはできず、食事が単に提供されていると言わざるをえません。加温調理であるため、揚げ物のサクサク感や焼き魚のふっくらとした食感を感じる事が難しい状況です。献立では、果物や汁物などの品数が少ない状況でした。設備運営基準では、「①一時保護施設内で調理すること、②献立は変化に富み、子どもの健全な発育に必要な栄養量を含むもの、③食品の種類及び調理方法についても児童の嗜好を考慮したものでなければならない」と定めています。さらに、同基準では食を営む力の育成にも努めることと定めています。

現在の食品の提供では、栄養士が子どもの摂食時の様子の観察や摂取量から次の献立を計画することが難しく、子どもの食事に関する意見（表出されたメッセージのみならず、表情や態度等の非言語的メッセージも含む）を反映させることが困難な状況です。

食事提供の PDCA サイクルを循環させるには、一時保護施設内で子どもが食べやすく切ったり、焼いたり、揚げたり味付けをしたりすることで、食事をチェックでき、改善を図れます。「児童福祉施設等における食事の提供ガイド（令和 7 年 9 月 17 日事務連絡、こども家庭庁）」では、「こどもは日々の食事を通して、心身が発育・発達していくとともに、豊かな食に関わる体験を積み重ね、生涯にわたって健康で心豊かな生活を送る基本となる「食を営む力」の基礎を培っていきます」とされています。食を営む力の育成も踏まえて、食事の提供について自施設での調理も含めて改善が必要です。たとえ外部委託せざるをえない状況であっても、「児童福祉施設等における食事の提供ガイド（令和 7 年 9 月 17 日事務連絡、こども家庭庁）」に示されたポイントを踏まえて、委託業者との PDCA サイクルの連携体制を整備する必要があります。

また、食事の提供時間が 17 時であるため、就寝時間の遅い中高生は夜間にお腹を空かせている状態です。食事の提供時間を遅くしたり、夜間に軽食を提供したりするなどの改善が求められます。

○衣服の選択

一時保護施設設備運営基準に則り、肌に直接身につける下着については新品を提供しています。ただし、子どもは職員から提供された衣服を身に着けており、選ぶことができていない状況です。衣服にも子どもの好み
が表れ、衣服を通して自己の個性や感情、価値観を表現しています。そのため、衣服の種類を増やし、衣服を
選択できるよう支援することが必要です。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.36	緊急保護を適切に行っているか	B
No.37	一時保護施設における生活面のケアを適切に行っているか	A
No.38	レクリエーションのための環境やプログラム等を適切に提供しているか	A
No.39	食事を適切に提供しているか	B
No.40	こどもの入浴は適切か	A
No.41	こどもの衣服を適切に提供しているか	B
No.42	こどもの睡眠は適切か	A
No.43	こどもの健康管理を適切に行っているか	A
No.44	こどもの教育・学習支援を適切に行っているか	A
No.45	無断外出を行うこどもに対して適切な対応を行っているか	S
No.46	未就学児に対して適切な保育を行っているか	A
No.47	こどもとこどもの家庭に関する情報等について、適宜相談部門と共有しているか	S
No.48	一時保護中のこどもについて行動観察を適切に行っているか	S
No.49	行動観察を基に適切な行動診断を行っているか	A
No.50	行動診断や援助指針（援助方針）に沿った支援方針に基づく個別ケアを行っているか	A
No.51	総合的なアセスメントや援助指針（援助方針）の決定に際して、一時保護施設としてその判断に加わっているか	A
No.52	一時保護中において、こどもの変化に応じた支援方針の見直しや援助指針（援助方針）の見直しの提案を行っているか	A
No.53	親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や家族等に関する情報提供等を適切に行っているか	A
No.54	こどもの性的問題に対して適切な対応を行っているか	A
No.55	他害や自傷等の行為を行う可能性のあるこどもに対して適切な対応を行っているか	A
No.56	重大事件に係る触法少年に対して適切な対応を行っているか	A
No.57	障害児（発達障害、知的障害、身体障害等）を受け入れる場合には、適切な対応や体制確保を行っているか	A
No.58	健康上配慮が必要なこどもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保を行っているか	A
No.59	一時保護施設からの退所に向けて、こどもに対して必要な支援を行っているか	A
No.60	一時保護施設からの退所にあたり、関係機関等に対し必要な情報を適切に提供しているか	A

第IV部 一時保護施設の管理運営

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>【はじめに】</p> <p>施設や備品の使用年数が長く老朽化してきているものの、経年劣化や破損等に対しては速やかに修繕を行って対応しています。非常災害や感染症対策、無断外出対応などのマニュアルを整備し、緊急事態において職員が的確に対応できるようにしていました。各マニュアルにおいて、初動対応、二次的対応などの段階的な対応が記されており、被害の拡大を防ぐ効果も期待できます。私物の管理についても、持ち込み可能な私物を子どもと話し合い、不可能な私物については説明をした上で管理し、解除時に返還しています。今後は、各種マニュアルが機能する取組みを期待します。</p> <p>【優れている点】</p> <p>○各種マニュアルの共有システム</p> <p>各種マニュアルについて、新人職員に紙媒体で配付されるとともに、情報共有サーバー内にも保管されています。情報共有サーバーに保管されているため、職員は各自の端末からマニュアルにアクセスできます。一方で、マニュアルの配付やサーバー内での保管のみでは、職員自らがマニュアルにアクセスしなければ内容を熟知することが困難です。また、緊急事態が生じた際には、マニュアルの手順を一つ一つ確認している時間が限られるため、手順を日頃から遂行できることが望まれます。そのため、定期的にマニュアルを全体で読み直し、マニュアルに基づいて OJT が行われることを期待します。マニュアルを職員研修や業務改善ワーキンググループのなかで定期的に点検する仕組みが必要です。</p> <p>【課題と改善に向けた取組みへの提案】</p> <p>○業務継続計画の策定</p> <p>設備運営基準では、業務継続計画を策定し、感染症や災害発生時に必要な措置を講ずるように努めることが定められています。災害発生時や感染症発生時の状況に応じて、入所児の安全・安心を守るためのマニュアルは作成されていますので、支援を継続的に提供するための計画を策定することで、それぞれの危機管理マニュアルが実効的に機能すると考えられます。令和 5 年 7 月発行の「四日市市防災ハザードマップ」では津波や洪水、土砂災害のリスクは低いものの、南海トラフ等の大規模地震が発生した場合、職員や食材など事業を継続するための資源の確保が困難になることが見込まれます。そのため、「児童福祉施設における業務継続ガイドライン（令和 4 年 3 月 31 日発行，令和 3 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）」、「児童福祉施設等における業務継続計画（ひな形）（令和 4 年 12 月 13 日発行，厚生労働省）」が保育所や児童養護施設・乳児院等の施設別のポイントを示していますので、これらを参考に計画を策定する必要があります。</p>

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.61	一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等（安全計画、業務継続計画等）にして明確になっているか	A
No.62	こどもの事故やケガの防止のための安全対策を講じているか	A
No.63	災害発生時の対応は明確になっているか	A
No.64	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A
No.65	一時保護中のこどもの私物について、適切な対応を行っているか	A
No.66	一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	A
No.67	一時保護施設としての質の向上を図るための仕組みがあるか	A

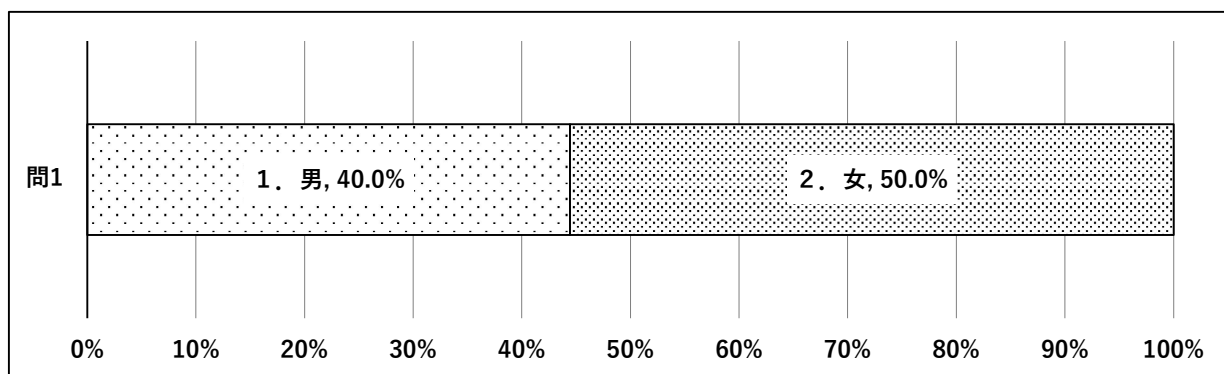
こどもアンケート結果

(2025年7月実施)

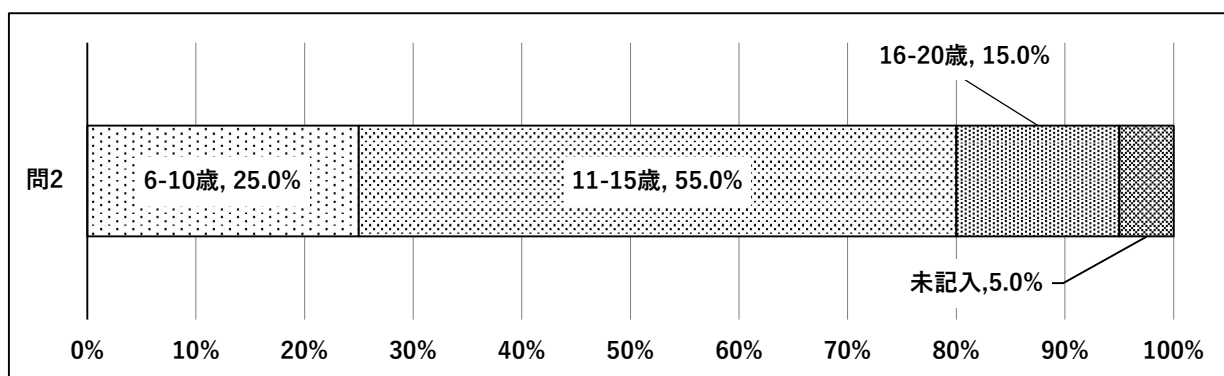
対象：上記期間内に一時保護施設へ入所中の子ども

回答者数：20人

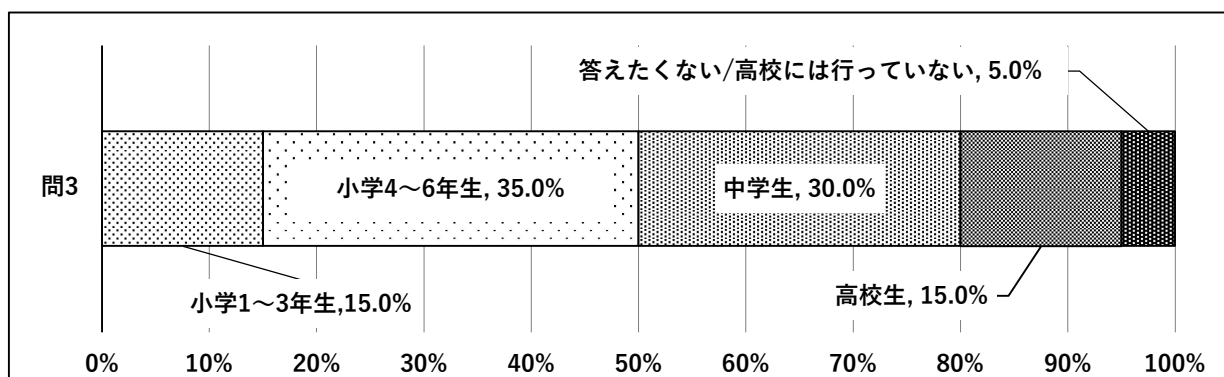
問1 性別は。



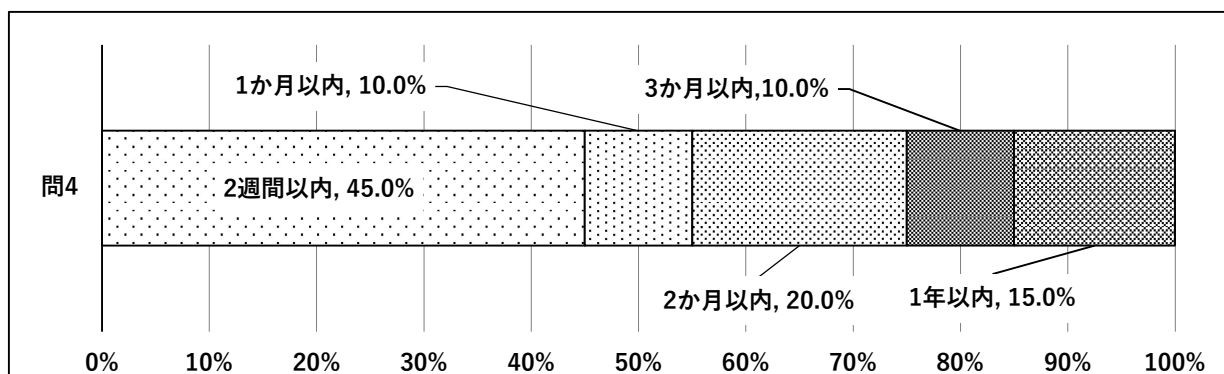
問2 年齢は。



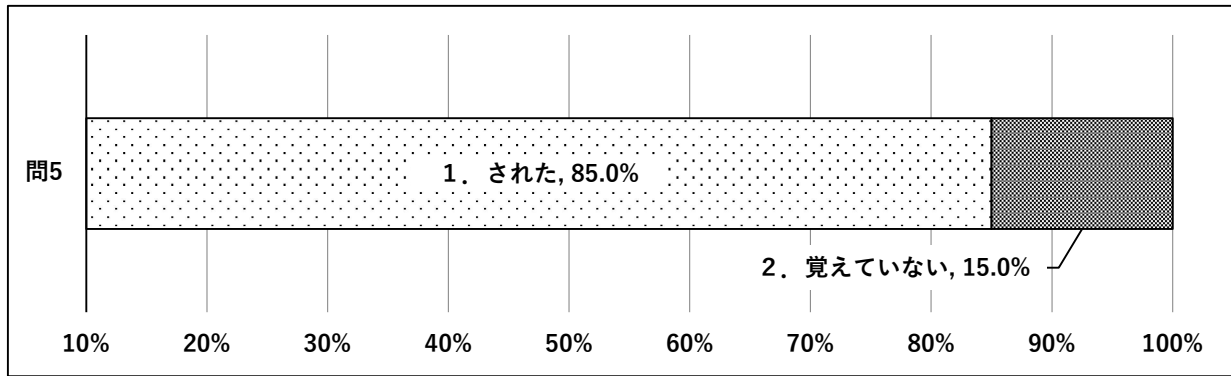
問3 学年は。



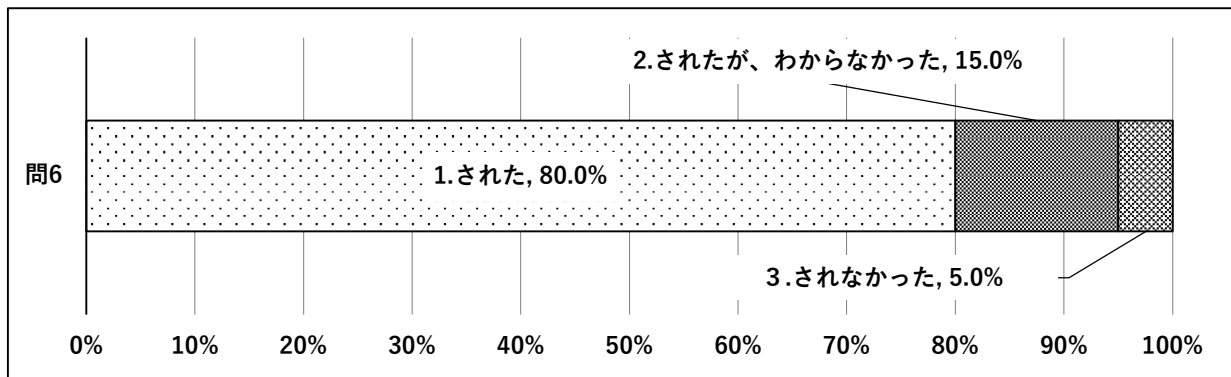
問4 ここ(一時保護施設)に来た日から今日で何日目ですか。



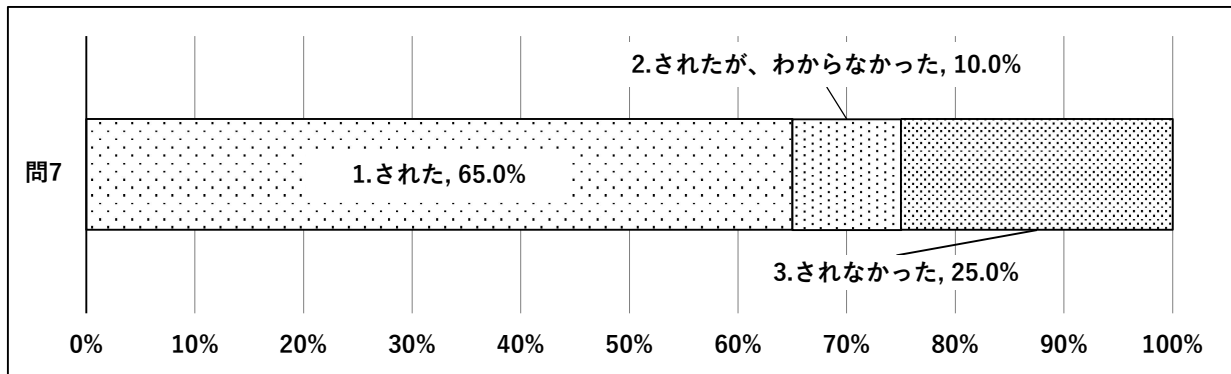
問5 ここに来る前に一時保護施設がどのような所なのか説明されましたか。



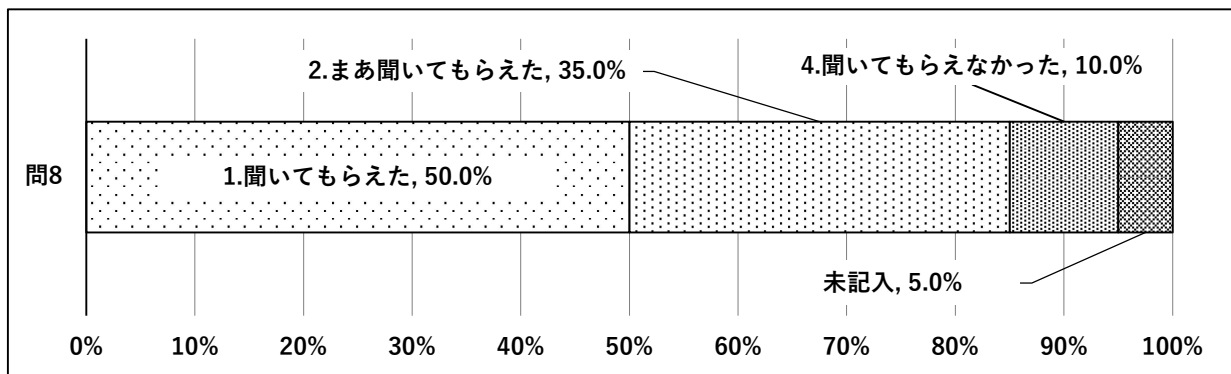
問6 あなたがなぜここで生活することになったのか、その理由を説明されましたか。



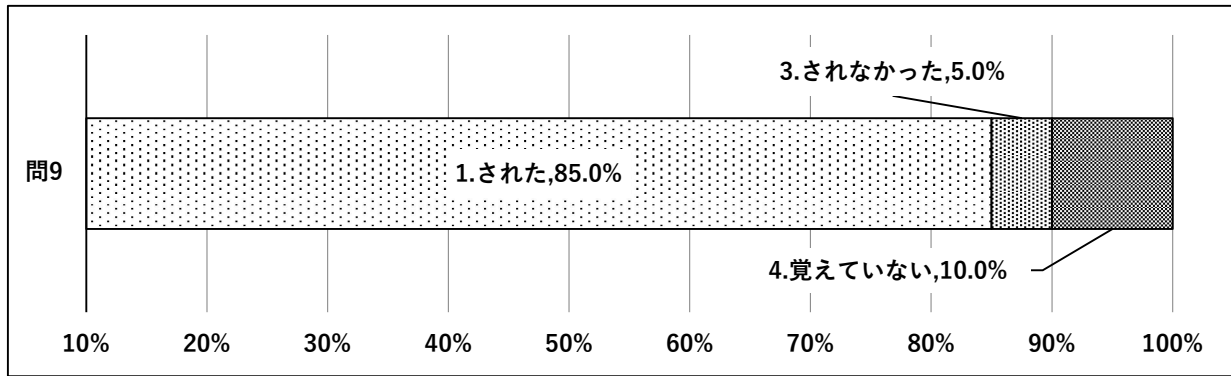
問7 ここには、だいたいいつまでいなければならないのか、今どのような状況なのか、担当の人から話をされましたか。



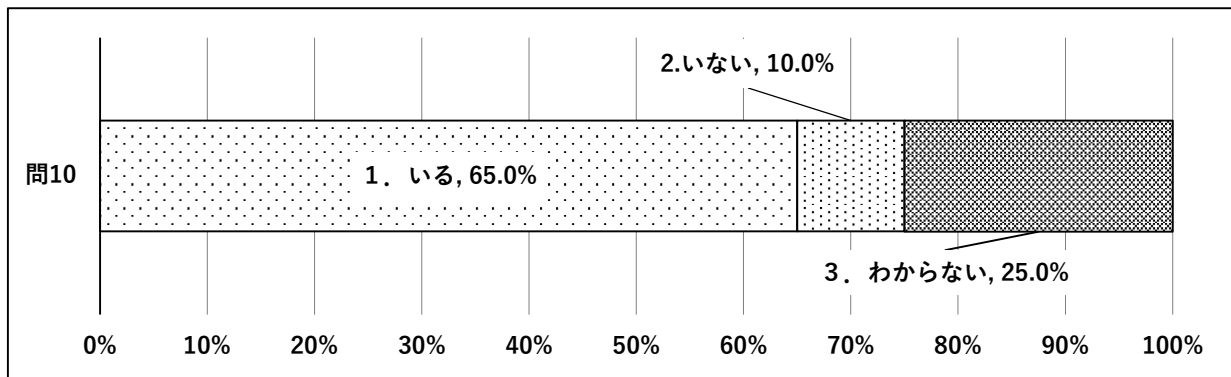
問8 あなた自身のこれまでのことや今後どうしたいか、職員に聞いてもらえましたか。



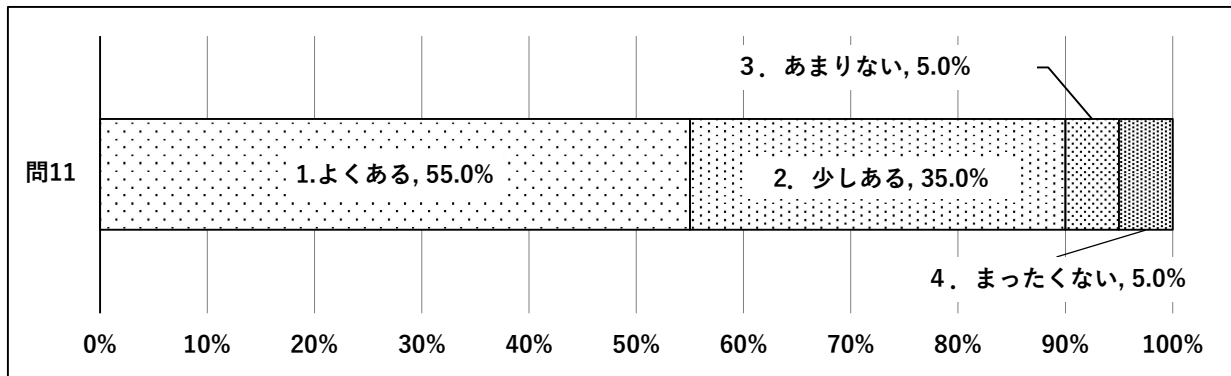
問9 この職員や児童相談所の人から、「こどもの権利」について説明されましたか。



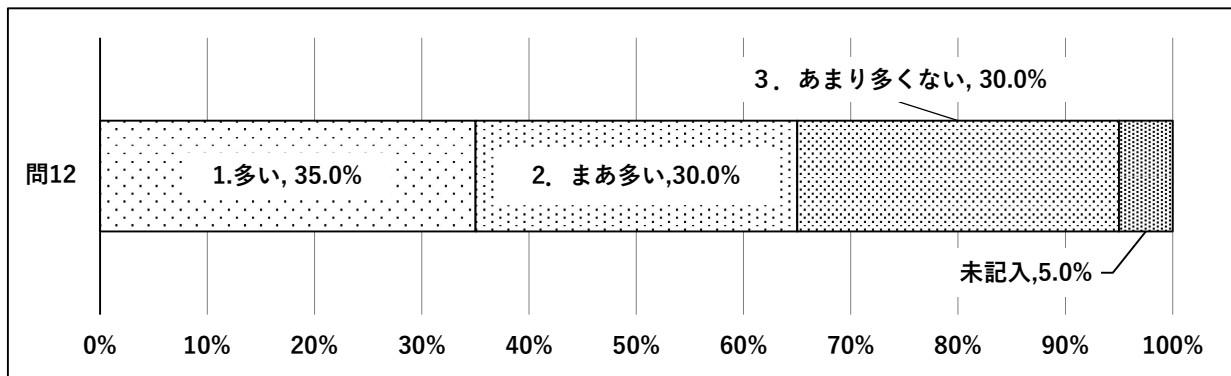
問10 この職員や児童相談所の人で、あなたがなんでも話せる人はいますか。



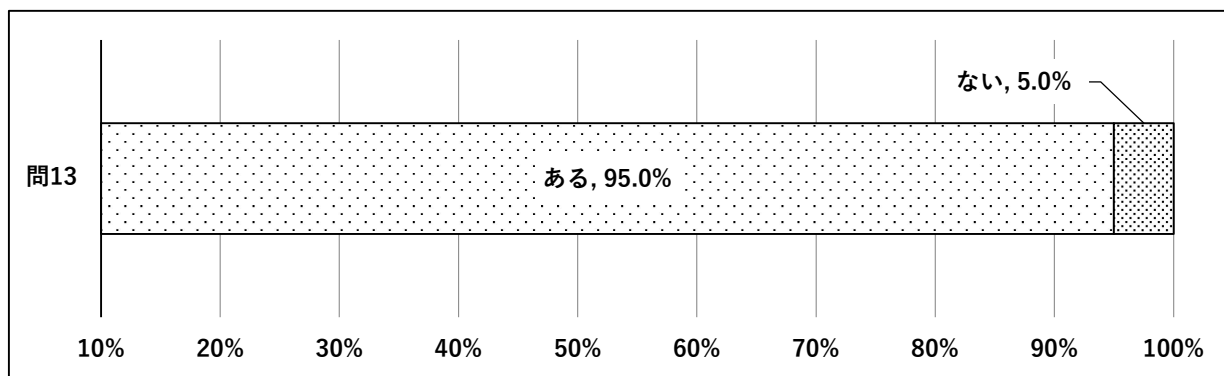
問11 この生活で、職員の人に、大切にされていると感じることはありますか。



問12 自由に過ごせる時間は多いですか。



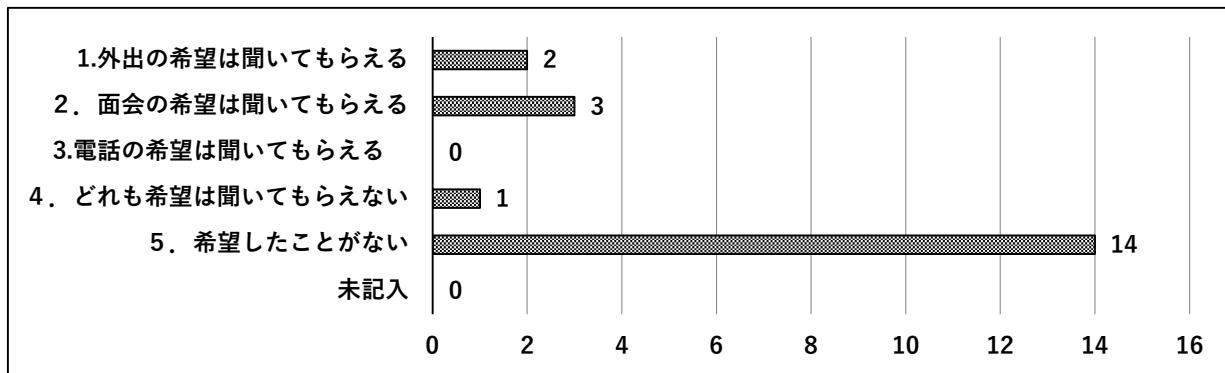
問13 自由時間で楽しいことはありますか。



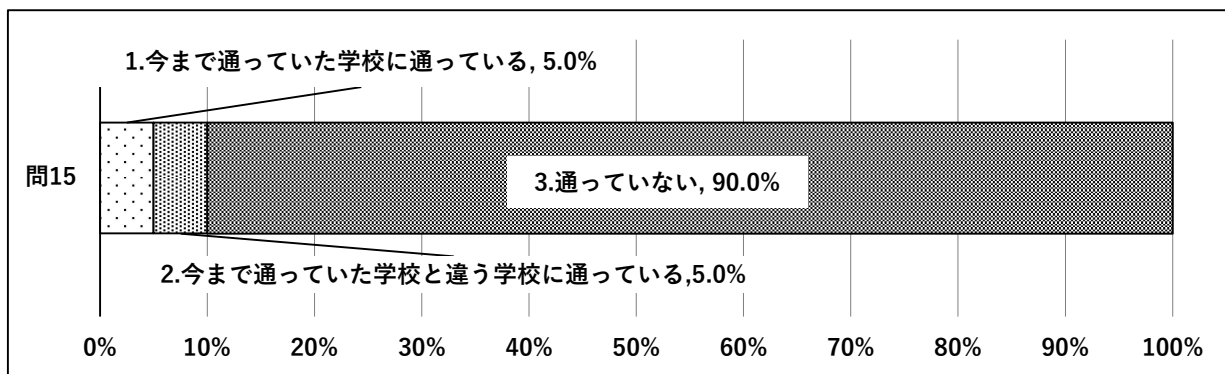
(自由時間で楽しいことについて)具体的にどのようなことですか。

具体的に
マンガやゲーム機などがたくさんあって自由時間がたらないくらい楽しい。
ともだちと話し、マンガ、音楽きける
友だちとはなすこと。
テレビが見れたりスイッチでいろいろなゲームができたりすること
しょうぎ、オセロ
はなしをするとき
自由時かんにレゴをするので、そのときが(まあまあ)たのしいです。
マンガ・テレビ・パズル
ゲーム・うんどう
テレビやマンガをみることがたのしい
パズルとかテレビ
そとまるちぶれい
先生たちと話すこと(部屋で2人きりで)
他の子ともりあがれること。
おりがみ
ぱずる
・漫画を読むこと
・ボードゲームをすること
・運動できること
休みの日にみんなでマルチをすること。
てれびをずっとみれる

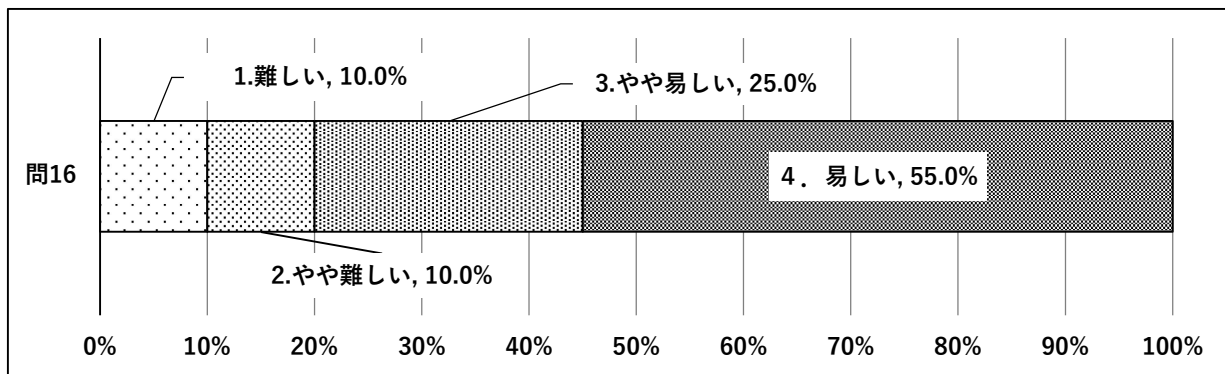
問14 外出や面会、電話など、あなたがしたい時にできていますか。(複数回答可)



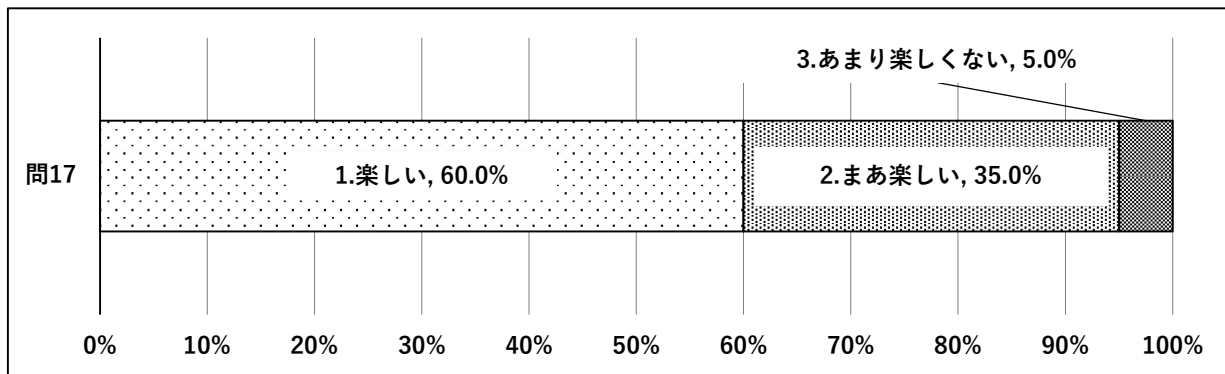
問15 ここから学校に通えていますか。



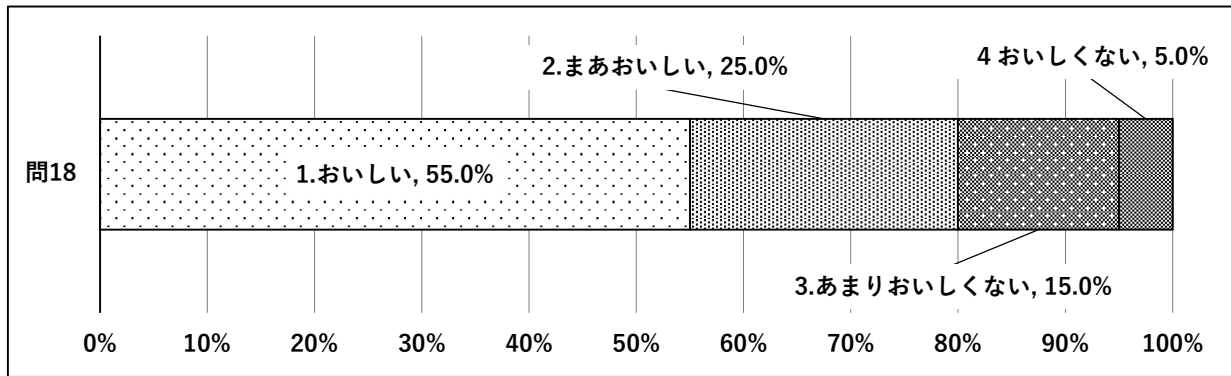
問16 ここで学習している内容は今まで通っていた学校での学習に比べて難しいですか。



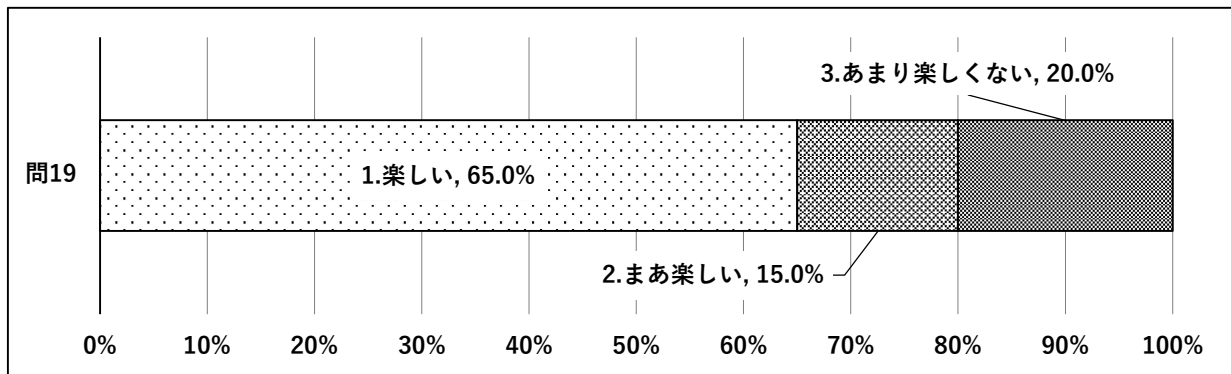
問17 学習時間以外の活動(午後の活動等)は楽しいですか。



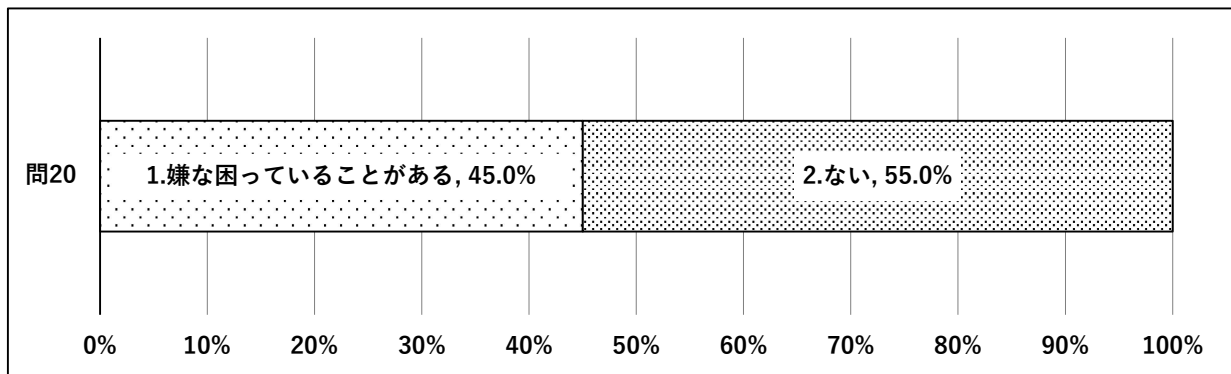
問18 食事はおいしいですか。



問19 食事の時間は楽しいですか。



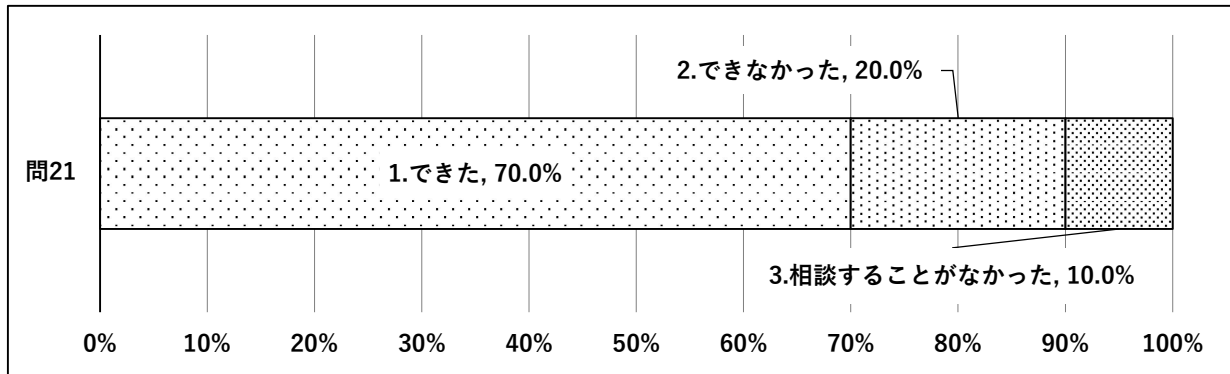
問20 ここでの生活で嫌なことや困っていることはありますか。



(嫌なことや困っていることについて)具体的にどのようなことですか。

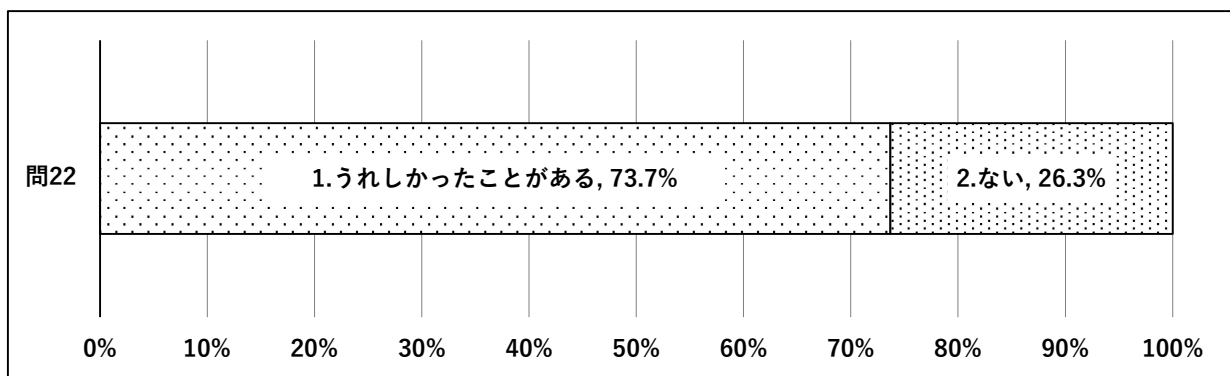
具体的に
ずぼんをさげられたりたたかれたりなくられたりされることがおおい
変な事にまきこまれる。
よるねるときに、となりのへやがうるさいです。
・まわりのとらぶる
・自分のいやなきもち(もやもや・いらいら)
ケンカが多い事
ケンカがたくさんある。(関わってはない)
よくちいさい音や声でも大きくきこえてうるさいと思っている
・他の児童から暴力・暴言を言われることがある。
・少しひわいな言葉を言われる

問21 不安なことや困ったことなどがあった時に職員に相談できましたか。



欄外コメント：あんまり

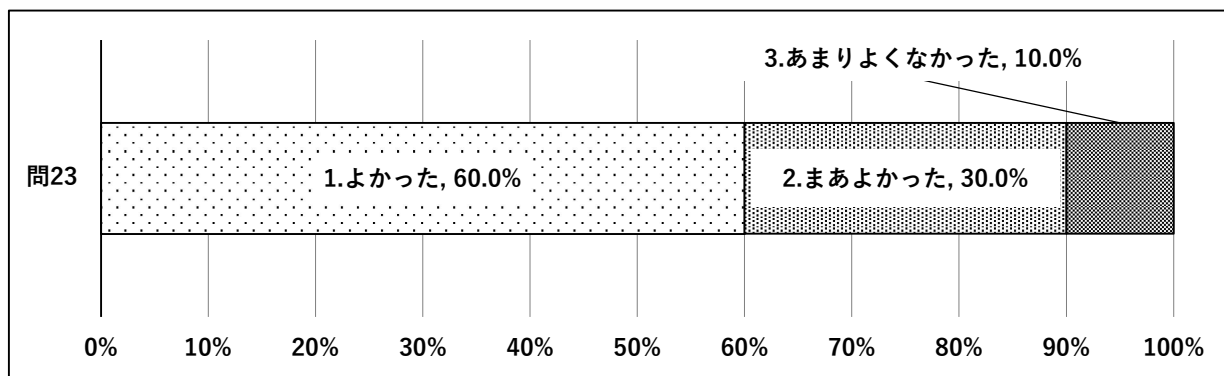
問22 ここでの生活でうれしかったことはありますか。



(うれしかったことについて)具体的にどのようなことですか。

具体的に
みんなから声をかけてもらっている
音楽プレイヤーにいれる曲をリクエストできた
ごはんがおいしい。
ペーパークラフトでレベル6に行けたりむずかしくてもすぐにできること
うんどうでバトミントンを多くやる。
かみのけをされたことです。
・うんどう ・工作(ペーパークラフト)
ゲーム
沢山の人はなせること
先生とかに心配されたこと
あまりかんしゃくをおこさなかったこと
ともだち
話しかけてくれた。

問23 ここでの生活(全体をとおして)はどうでしたか。



問24 ここでの生活で変えてほしいことや、こうなればいいなあと思うことがあれば書いてください。

具体的に
部活などに行けるようにしてほしい
スイッチのソフト少ない。たいこのたつじんとかマイクラとか増やしてほしい。
1 ペーパークラフトのしゅるいを大きくしてほしい
2 ぼうりょくとかぼうげんのやくそくをふやしてほしい。
へやをかえてほしい
おふろのはいるじかんをよるにしてほしいです。こべつのへや(もみじのへや)にしてほしいです。
じゅぎょうがながい！！
平日の自由時間にマルチプレイをしたり、土日の自由日課のえらべるりょうをふやしてほしい
自分のふでばこなどが使えるようになってほしい。1人1部屋が欲しい。
電話が自由にできるようにしてほしい
2にかつたたう
けんかしたらけったりするのをとめてほしい。話しをきいたらへんじをしてほしい。
<ul style="list-style-type: none"> ・他の児童との関わり方について考えてほしい ・自由時間を少し増やしてほしい ・自分の物を持ちたい(前の持てたものを持ってきてほしい)